

兵庫県
保険医協会

明石支部ニュース



No. 287

2017・3・5

投稿歓迎!

兵庫県保険医協会明石支部 支部長 吉岡 徹
神戸市中央区海岸通一丁目二番三十一号
神戸フコク生命海岸ビル五階

TEL 078078-1801
FAX 078078-3933
1802

署名やクイズチラシにご協力お願いします

心配です！さらなる負担増

政府は国会に介護保険法改定案などを提出した。その中身は、70歳以上の高齢者の窓口負担限度額の引き上げや65歳以上の入院患者の光熱水費負担の引き上げ、後期高齢者の保険料引き上げ、介護保険サービス利用料の引き上げなど、医療や介護を利用する人の負担引き上げが目白押し。

協会は政府の具体的な法案提出を受け、医療・介護の負担増中止を求める新たな請願署名に3月か

ら取り組む。昨年の署名では、明石支部で30医療機関3630筆を集めた。

また、この問題を多くの患者さんに知ってもらうため「高齢者泣かせの医療改革」をテーマに景品付きクイズチラシにも取り組む。これは、四つのクイズに、ヒントを参考に答えてもらいながら、負担増計画をそのまま進めていくのか考えてもらうことが狙い。正解者の中から、抽選で1000人に兵

庫県のグルメ景品が当たる。クイズチラシは、会員医療機関の待合室などで患者さんに配布していただき、回収していただく方式となっている。取り組んだ会員にはもれなく図書カードを、さらに「30オーバー賞」として、30通以上の応募があった会員の中から10医療機関に抽選で2万円の旅行券をプレゼントする。

署名運動とクイズチラシ企画に多くの先生方の協力をお願いしたい。クイズチラシ企画のグッズや署名紙の追加注文は、電話078-393-1807まで。

兵庫県保険医協会明石支部在宅医療研究会

医科在宅医療点数のポイント & チームで取り組む在宅医療ネットワーク

日時 3月16日(木) 午後3時~5時
会場 明石市立産業交流センター 研修室1A
第1部: 医科在宅医療点数のポイント
講師: 西山クリニック 西山 裕康 先生
第2部: チームで取り組む在宅医療ネットワーク
講師: 平崎内科循環器科クリニック 平崎 智士 先生
参加費 無料

保険医協会明石支部は、上記の通り在宅医療研究会を開催します。在宅での医療、介護の経験交流、地域医療・保健・福祉のあり方を考え、在宅医療のネットワークづくりの一助になることを目的に、医療・看護・介護職など、幅広い職種の方々にご参加いただき、学び、交流する機会となればと思います。

今回は、西山クリニックの西山裕康先生に、複雑な「医科在宅医療点数のポイント」を解説いただくほか、「在宅医療ネットワークあんしん」を立ち上げた、平崎内科循環器科クリニックの平崎智士先生に、在宅医療現場での事例、経験等をお話いただきます。

会員の先生はもちろん、ケアマネ、事務職のみなさんも、どうぞお気軽に多数ご参加下さい。お問い合わせは、協会事務局TEL(078)393-1803境までご連絡下さい。



返信FAX 078-393-1820

参加します () 人

医療機関名 ()

代表者お名前 () Tel (- -)

在宅医療点数の疑問や、点数改善要望などがありましたらお書き下さい。

ぜんそくフェスタ2017& 兵庫県喘息死ゼロ作戦 市民公開講座

日時 4月9日(日) 午前9時～12時
場所 明石市立産業交流センター
参加費 無料
※事前申込は不要です。会場へ直接お越しください。
※会員の先生方はもちろん、患者さん方にも
ご紹介ください。どなたでもご参加いただけます。



①ぜんそくフェスタ2017 午前9時～10時

患者さん体験コーナー
「気持ちよく息をしようコーナー」：
ヨガの先生による複式呼吸法の練習をします。
「喘息の苦しさを体験しようコーナー」：
ストローで息をしながら「酸素飽和度」を調べます。
「呼吸機能検査コーナー」

②兵庫県喘息死ゼロ作戦市民公開講座 「ぜんそくを正しく知ろう」

第一部 午前10時10分～11時
演題：「喘息を正しく理解するために
～小児ぜんそくから成人ぜんそくまで～」
司会：大西 尚 先生 (明石医療センター 呼吸器内科 副院長)
演者：保澤 総一郎 先生

第二部 午前11時～12時
パネルディスカッション「よりよいぜんそく治療を目指して」
司会：大西 尚 先生 (明石医療センター 呼吸器内科 副院長)

2016年度医科診療報酬改定 解説⑧ 2017年3月で終了する経過措置

2016年4月1日から実施された診療報酬改定について、数回に渡って診療報酬の改定内容を解説していく。第八回目となる今号では、2017年3月で経過措置が終了するにあたって、4月から算定の留意点について解説する。

診療を実施した患者のうち、往診又は訪問診療を実施した患者を指す。

4月1日以降はこれらの施設入居者に対しては施設入居時等医学総合管理料を算定する。

(1) 在宅診療

(在宅療養支援診療所)

2016年3月31日時点で在宅診療の届出を行っていた医療機関が2017年4月1日以降も支援診療の点数を算定するには、医療提供患者の割合が95%未満の場合でも改めて届出が必要となる。

在宅診療の届出を行っている医療機関はすべて、様式11を用い4月3日までに届出を行い受理される必要がある。

在宅医療提供患者とは、直近1ヶ月に初診、再診、往診または訪問

(2) がん性疼痛緩和指導管理料
がん性疼痛緩和指導管理料2が3月31日で廃止される。4月1日からは緩和ケアに係る研修を受けた医師が実施することが必須条件となる。

(3) 在宅時医学

総合管理料

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症グループホームの各施設入居者に対し、2016年3月31日までに在宅時医学総合管理料を算定していた場合に、引き続き当該管理料を算定できる経過措置が、3月31日で終了する。

(4) コンタクト

レンズ検査料

2016年3月31日時点でコンタクトレンズ検査料「1」「2」を届け出ている場合に、2017年3月31日まで現在の同検査料「1」「3」に該当するとみなす経過措置が終了する。

この経過措置に該当し、4月1日以降に同検査料「1」「2」「3」を算定する医療機関は、4月3日までに直近6ヶ月間の実績をもって様式30を用い新たに届出を行う必要がある。

詳しい改定の内容は2016年版の「保険診療便覧」や「保険診療の手引」をご覧ください。冊子の注文は以下までご連絡ください。

TEL 078-393-1803